

9 税の控除・減免

所得税

倉敷税務署

TEL (086) 422-1201

住民税（市県民税）

総社市役所税務課市民税係

（窓口⑮番）TEL92-8234

所得税及び住民税（市県民税）の計算上、次に該当する場合は、それぞれの金額を所得から差し引くことができます。給与所得者の方は年末調整の際に、申告をされる方は確定申告等の際に、控除の手続をしてください。なお、法律等の改正により、控除の内容、金額等は変わる場合がありますので、ご注意ください。

●障害者控除

納税者本人又は同一生計配偶者若しくは扶養親族※1がその年（住民税（市県民税）は前年）の12月31日時点で障がい者である場合、次の金額を控除します。

区分		控除額（②は1人あたりの額）		
		所得税	住民税（市県民税）	
①納税者本人	障害者 （身体障害者手帳3～6級 療育手帳B 精神障害者保健福祉手帳2～3級）	27万円	26万円	
	特別障害者 （身体障害者手帳1～2級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級）	40万円	30万円	
②扶養親族又は 同一生計配偶者	障害者（上の表に同じ）	27万円	26万円	
	特別障害者（上の表に同じ）	同居 ※2	75万円	53万円
		同居以外	40万円	30万円

※1 「同一生計配偶者若しくは扶養親族」とは、前年の合計所得金額が48万円以下で、年末調整又は確定申告等の際に、同一生計配偶者又は扶養親族として申告されたものをいいます。

なお、16歳未満で扶養控除の適用がない方や、納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超えているため配偶者控除の適用がない配偶者も、障害者控除の対象となります。

※2 同居とは、納税者本人又は納税者の配偶者若しくは納税者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を現況としている場合をいいます。

●小規模企業共済等掛金控除

心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合は、年間に支払った全額が控除の対象となります。控除額は所得税も住民税（市県民税）も同じです。

●その他

- ・住民税（市県民税）において、前年分の合計所得金額が135万円以下の障がい者は、非課税となります。
- ・マル優制度（預貯金利子の非課税）については、各金融機関にお問い合わせください。

相続税

倉敷税務署

TEL (086) 422-1201

障がいのある方が相続により財産を取得する場合、相続税の計算上、障害者控除があります。詳しくは、税務署にお問い合わせください。

個人事業税

備中県民局税務部

TEL (086) 434-7071

視覚障がい者が行う、あんま、はり等の医療に類する事業の事業税が免除されます。詳しくは、備中県民局にお問い合わせください。

国民健康保険税

総社市役所税務課市民税係

(窓口⑮番) TEL92-8234

国民健康保険に加入されている方が、身体障害者手帳1～3級、療育手帳A及び精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている場合、毎年申請することにより、その世帯にかかる国民健康保険税の一部(手帳をお持ちの方の均等割額)が減免されます。

住宅のバリアフリー改修による税の特例措置

所得税については

倉敷税務署

TEL (086) 422-1201

① 所得税額の特別控除

平成19年4月1日から令和4年12月31日までの間に、障がいのある方等が居住する自己の居住用家屋について、一定のバリアフリー改修工事を含む増改築等工事を行った場合、現行の住宅リフォーム・ローン減税制度と住宅のバリアフリー改修促進税制を選択することができます。詳しくは、税務署にお問い合わせください。

② 固定資産税の減額措置

令和6年3月31日までに、障がいのある方等が居住する家屋(賃貸住宅を除く)について、一定のバリアフリー改修工事を行った場合、当該家屋の翌年度分の固定資産税額(100㎡相当分までに限る)が3分の1減額されます。

ただし、工事完了後3か月以内に市役所税務課資産税係に必要な書類を添付して申告する必要があります。対象となる家屋、居住者及び工事要件等の詳細についてはお問い合わせください。

固定資産税については

総社市役所税務課資産税係

(窓口⑬番) TEL92-8236

9

税の控除・減免

自動車税・軽自動車税（種別割）

自動車税・軽自動車税（環境性能割）

自動車税（種別割）

備前県民局税務部 TEL (086) 434-7071

自動車税（環境性能割）

備前県民局税務部分室 TEL (086) 286-8770

軽自動車税（環境性能割）

備前県民局税務部久米分室 TEL (086) 245-6200

軽自動車税（種別割）

総社市役所税務課税政係（窓口14番）TEL92-8238

身体、知的、精神に障がいがある人が積極的に社会活動に参加できるよう、一定の要件を満たす自動車・軽自動車については、申告によって自動車税（種別割）、軽自動車税（種別割）、自動車税（環境性能割）、軽自動車税（環境性能割）、を減免します。

- ・減免を受けることができるのは、障がいのある方1人につき、いずれか1台のみです。
- ・障がい者等が入院中の場合や、老人福祉施設に入所している場合は認められません。
- ・この他にも、8ナンバーの特殊用途自動車種別で自動車検査証に「車いす移動車」「身体障害者輸送車」「入浴車」の記載があるもの、又は福祉車両で一定の基準に該当するものについては、申請により減免される場合があります。

●対象要件

障害種別		所有（取得）者	運転者	使用目的
○身体障害者 ・1級 ・2級～6級の一部（※1） ○戦傷病者（※1）	18歳以上	本人	本人	問わない
	18歳未満		生計を一にする者（※2）	専ら当該障害者の通学、通院、通所又は生業（通勤）のため使用すること（※3）
○知的障害者（A判定） ○精神障害者（1級かつ自立支援医療費の支給認定を受けている方）		本人又は生計を一にする者（※2）	本人	問わない
○上記障害者等のうち、障害者のみで構成される世帯		本人	生計を一にする者（※2）	専ら当該障害者の通学、通院、通所又は生業（通勤）のため使用すること（※3）
			障害者等を常時介護する者	専ら当該障害者等の通学、通院、通所又は生業（通勤）のため使用すること（※3）

※1…身体障害者・戦傷病者について、減免の対象となるかどうかは、個別の障がい等級により判定しますので、直接担当課へお問合せください。

※2…「生計を一にする者」とは、通常同居の親族をいいます。

※3…「専ら身体障害者等の通学、通院、通所又は生業（通勤）のため使用すること」とは、定期的に週1日以上又は月4日以上当該身体障害者等の送迎のために、いずれかの用途に使用することをいい、今後6か月以上の使用見込みが必要です。

●受付期間 ・自動車税（種別割）…納期限の日まで（申請期限を過ぎての申請は、翌年度の定期課税の自動車税（種別割）が減免の対象となります）

・軽自動車税（種別割）…納税通知書が届いた日（例年5月初旬～中旬頃）から納期限の日まで

●申請に必要なもの

- ・納税通知書（軽自動車税（種別割）の場合）
- ・車検証
- ・障害者手帳等
- ・納税義務者の方の個人番号（マイナンバー）が確認できるもの（軽自動車税（種別割）の場合）
- ・生計を一にする者が所有（取得）者、運転者である場合、このほかにも書類が必要な場合があります。
- ・運転される方の運転免許証